

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在のC会社が元請として施工していた工事現場において、ブロック壁解体作業を行っていたところ、コンクリートブロック壁が倒れ、その下敷きとなって負傷し、同月〇日、直接死因「多発外傷」により死亡した。

被災者の長男Dは、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者ではなく、同人が遺族一時金の受給者に該当するとして、これを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、被災者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に該当するとして、監督署長に遺族補償年金の請求をしたが、監督署長は、請求人は、被災者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が遺族補償年金の受給資格を有しているか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人が被災者の死亡当時、被災者と生計維持関係にあったと主張している。生計維持関係の有無に係る判断基準については、厚生労働省において上記1の「判断の要件」を定めているところであり、当審査会としてもその考え方は妥当であると考えことから、以下、当該判断の要件に照らして検討する。

(2) 請求人の被災者並びにD及びEからの金銭の受領に係る申述内容は、次のように変遷している。

ア 被災者から小遣いなどをもらったりしていたことはない。

イ 被災者から、毎月〇日頃、〇万円から〇万円を手渡しでもらっていた。

また、孫であるD及びEからは生活費はもらっていない。

ウ 被災者から、毎月ではなく金銭に余裕のあるときに、〇万円から〇万円を生活費としてではなくもらっていた。

また、Dからは年に3回から4回、〇万円を、Eからは年に1回、〇万円をもらっていた。

エ 被災者から、平成〇年〇月、平成〇年〇月及び同年〇月の3回、〇万円から〇万円をもらった。

オ 被災者から、平成〇年〇月に〇万円、平成〇年〇月に〇万円、同年〇月に〇万円、同年〇月に〇万円、同年〇月に〇万円をもらった。

また、Dからは平成〇年〇月、平成〇年〇月及び同年〇月に〇万円を、Eからは平成〇年〇月から同年〇月まで毎月〇万円から〇万円をもらった。

カ 被災者から、平成○年○月に○万円、平成○年○月に○万円、同年○月に○万円、同年○月に○万円、同年○月に○万円をもらった。

また、Dからは金銭を受領したことは一度もない。Eからは平成○年○月から同年○月まで毎月○万円から○万円をもらった。

(3) D及びEは、D及びEの請求人への金銭の供与について次のとおり申述しており、上記(2)の請求人の申述内容と相違しているところが認められる。

ア Dの申述

(ア) 被災者の死亡の2～3か月前、出せる月は○万円を請求人に出した

。

(イ) 生活費の支出が多い○月、○月、○月に○万円を請求人に出した

。

(ウ) 被災者の死亡前では、平成○年○月、平成○年○月及び同年○月に○万円を請求人に出した。

イ Eの申述

平成○年○月から、月に○万円から○万円を請求人に出した。

(4) そして、請求人がF共済組合宛てに提出した「生計維持の証明書」において、第三者として署名した証明者Gは、「請求人から証明を依頼され『毎月生活費として現金を受けていた』と記載したが、現金の授受について直接見たり、請求人から聞いたことは一度もない。」と申述している。

(5) また、決定書理由第2の(1)サに説示のとおり、被災者の死亡前の1年間(平成○年○月から平成○年○月まで)の請求人の生計費の収支は、収入が約○万円、支出が約○万円であり、請求人が生活をしていく上で被災者からの金銭の受領がなくても収入が支出を上回っている。

(6) 以上を総合すると、請求人の被災者等からの金銭の受領に関する申述内容は二転三転し信憑性に乏しく、Gの証明内容も信用することは困難であることから、被災者から金銭を受領していたとする請求人の主張を採用することはできない。当審査会としては、請求人の生計費に係る収支状況を踏まえると、請求人は被災者からの金銭的支援がなくても通常的生活水準を維持できていたものと判断する。

したがって、請求人は被災者からの金銭的支援がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような生計維持関係にあったとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。